

# 学校いじめ防止基本方針

東祖谷小・中学校

## いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお起こった場所は、学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体的又は、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

（文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）  
「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」より

## 基本姿勢

- いじめは人間として絶対に許せない
- いじめられている児童生徒については、徹底的に守り抜く
- いじめる児童生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導をする
- いじめは、どの学校にもどんな生徒にも起こりうることを認識する
- 組織で一貫した対応をとる

いじめ問題対策委員会 ・ ・ ・ 校長，教頭，教務主任，生徒指導，研修主任，人権主事  
その他（学級担任・部活動顧問・学校評議委員・  
PTA 役員など状況に応じて加わる）

- 役割分担を協議し、組織として問題解決にあたる。
- 情報の共有化を図り管理するとともに、一元化して発信する。
- 4月に組織の共通理解、学期末には、アンケートを実施し、結果を分析する。
- 相談機能（養護教諭，スクールカウンセラーなど関係諸機関）との連携を図る。
- 日常の取組，早期発見するための取組を推進する。
- 事態発生の場合，関係諸機関に報告し連携するとともに，事実関係を明確にする。  
学校設置者に重大事態の発生報告をする目安  
ア)「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ)「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき」  
ウ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」  
(年30日，一定期間連続しての欠席)

## いじめを起こさないための日常の取組

- すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、すべての児童生徒を対象にした事前の働きかけをする。
- すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 児童生徒が、自己有用感を持つことができる教育活動を推進する。

### 指導体制

- ・全教職員がいじめ問題の重大性を認識し、一致協力体制であたる。
- ・情報を常に交換、共通理解をして、学校全体で対応する体制を確立する。
- ・事例等用いた研修を深め、資質の向上に努める。
- ・指導上の押領を要する児童生徒の進学や転学等には、教員間での適切な引き継ぎを行う。
- ・学期末には適切な点検を行い、結果を踏まえて、全教職員により取組の改善に努める。

### 教育・指導

- ・人権教育、道徳教育の充実に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・情報モラル教育について推進し、他人を誹謗・中傷する情報を発信することは、人権侵害であり許される行為ではないことを毅然と指導する。
- ・特別活動の時間に、児童生徒の主体的な参画によるいじめ問題の取組が促進されるように適切な指導・助言をする。
- ・体験活動や交流学习を深め、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・児童生徒の日常の言葉や態度に注意を払い、人間関係を良好にさせる言動がとれるように指導する。
- ・教職員は、自らの言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。

### 家庭・地域社会との連携

- ・PTAでいじめ問題について協議する機会を設け、情報の交換をし共有を図る。
- ・総会や学校通信等の機会を通して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示し、保護者や地域の理解を得るように努める。

# 日常の取組

自主

友愛

生き方づくり

自己有用感

絆づくり

規律

園・小・中連合運動会

ふれあい体験学習

絵本の読み聞かせ

学力向上・体力向上

祖谷衆太鼓の継承

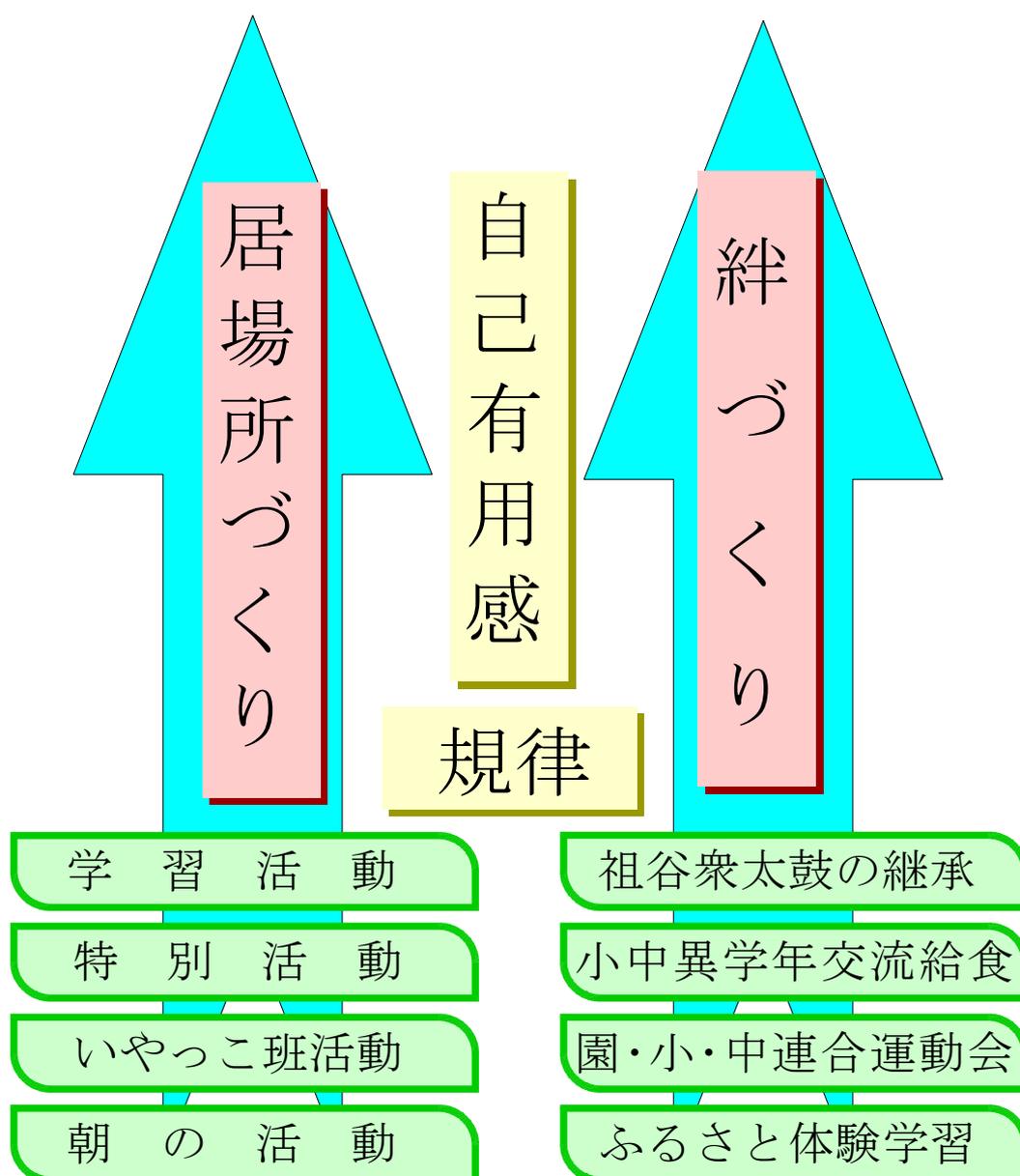
小中異学年交流給食

他校との交流学習

ふるさと地域学習

# 日常の取組

正しく なかよく たくましく



## いじめを早期に発見するための取組

- いじめは「どこの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識し、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにする。
- スクールカウンセラーの活用などにより、学校の相談機能の充実を図り、児童生徒の悩みを受け止めやすい環境作りを推進する。
- 教職員間で、児童生徒について積極的に情報交換をする。

### 学校における取組

- ・児童生徒が信頼して、安心していじめ等の相談ができるような体制を作る。
- ・「いじめ発見のための観察ポイント」（教員用）を使用しつつ、児童生徒の危険信号をとらえられるように注意を払う。
- ・いじめ発見のためのアンケートを定期的（6月、9月、12月）に実施するとともに、「わかすぎ」等の記述から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。
- ・いじめの把握にあたっては、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携に努める。特に怪我等には留意し、背景にいじめがないか確認する。
- ・保護者について、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、保護者からの情報提供を促していく。
- ・児童生徒の欠席や遅刻については、必ず保護者との連絡を取る。
- ・いじめについての訴えや情報があったときには、問題を軽視することなく、必ず「校内いじめ問題対策委員会」に報告するとともに、その指導の下、事実関係を客観的に正確に調査する。
- ・いじめの認知については「校内いじめ問題対策委員会」において組織的に判断する。

### 相談しやすい環境

- ・児童生徒と教職員の間、常に好ましい人間関係の醸成に努めるとともに、カウンセリングスキルの向上に努める。
- ・定期的な教育相談機会を設定するとともに、秘密の厳守はもとより、相談者が「必ず自分を助けてくれる」という安心感や信頼感の醸成に努める。
- ・保護者からも気軽に相談できるように体制を整備する。
- ・必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- ・児童生徒や保護者に相談窓口について康応・周知に努める。

## ～お子様に気になる言動はありませんか～

いじめが見えにくいのは、子どもが、親に心配かけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白したために余計にひどくなるなどと考えたりするため、事実を訴えることが少なく、必死に隠そうとすることが多いからです。しかし、いじめられている子どもたちの言動には、何かしらの変化が現れます。子どもの状態をよく観察していれば、いじめられている子どもの兆候を見つけることが可能です。日常のちょっとした変化に気づけるかどうか、発見のきっかけになります。

次の観察ポイントを参考にこどもの日常を丁寧に見てあげてください。

### 第1段階 すこし気をつけて観察しましょう

- 「いってきます」「ただいま」の声に元気がない
- 弟、妹やペットに乱暴な態度をとる
- 親への反発が強くなる
- 食欲がなく、寝言などでうなされていることがある
- 勉強が身に入っていないように見える
- 帰宅時に衣服が汚れていたり破れていたりする
- 最近よく物をなくす
- 学校のことを訪ねると「別に」「普通」など具体的に答えない
- メールやブログ等を今まで以上に気にし始める
- 友だちから呼び出されるようになる
- 頭痛、腹痛を訴え登校をしづらくなるようになる
- 学校のノートや教科書を見せたがらない（教科書の落書き、破れ）
- 親の前で宿題をやろうとしない（プリントへの落書き、破れ）
- 学校の行事に来ないでほしいという。
- すぐに自分の非を認め、謝るようになる（隠したいことを詮索されたくない）
- 学校からの通知、連絡帳などを見せなくなる
- ぼーっと放心状態でいることがよくある
- 何もしていない時間が多い
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる
- 無理に明るく振る舞っているようにみえる

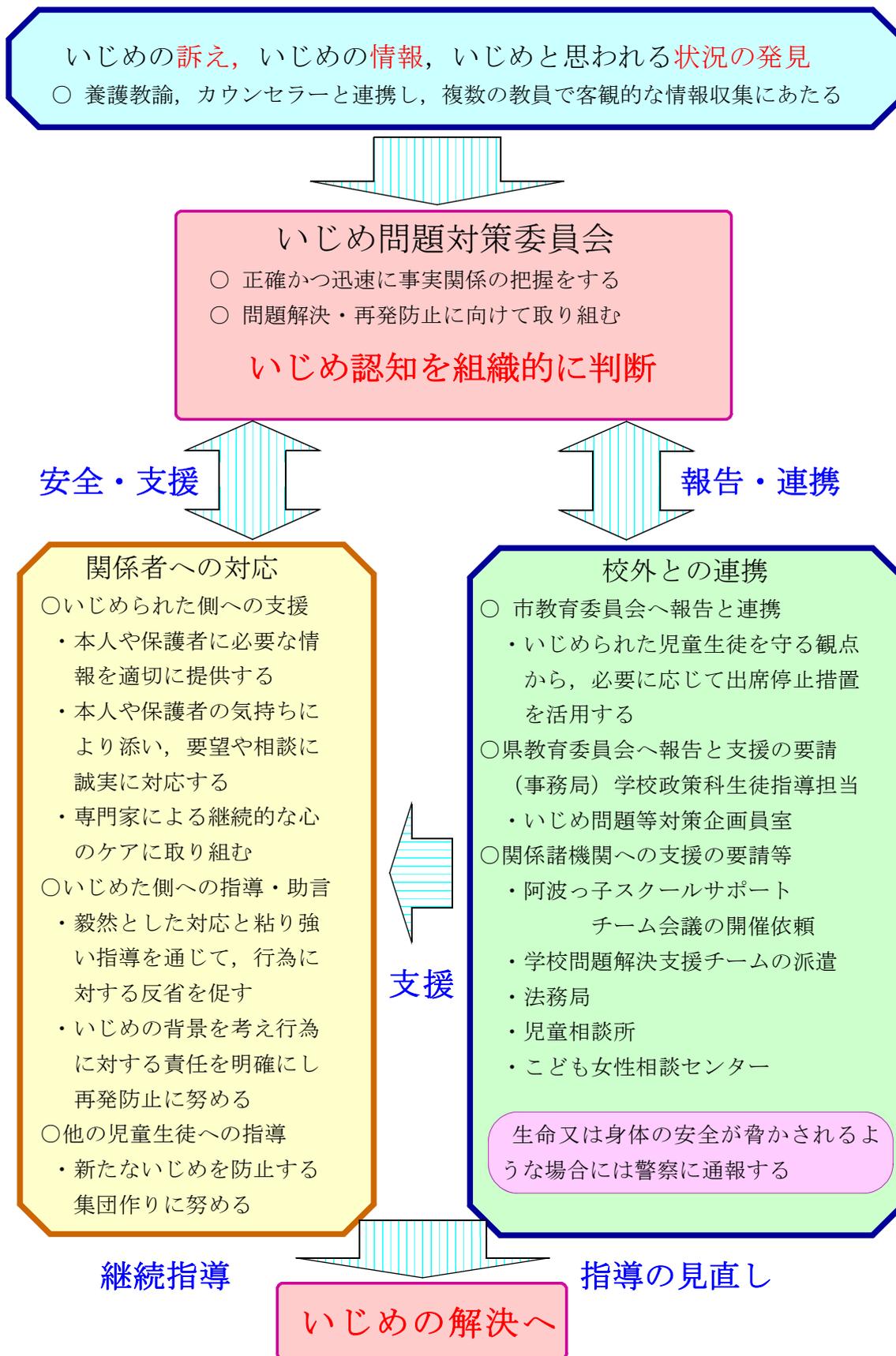
## 第2段階 可能性を疑い学校に相談しましょう

- 「いってきます」「ただいま」を言わなくなる
- 気分の浮き沈みが激しくなる
- 弟、妹にあたるが増える
- 理由もなかくイライラしている
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしなくなる
- 成績やテストの結果が急に下がる
- 制服や衣服の汚れが著しい
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る
- メールやブログ等、携帯電話を見せようとしなくなる
- 携帯電話を家族に触れさせないようになる
- いたずら電話がよくかかってくるようになる
- ちょっとした音に敏感になる
- 友人からの電話に「どきっ」とした様子を見せる
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる
- 学校や友だちの話題を避けるようになる
- 持ち物（教科書、筆箱等）への落書きがある
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下、痩せ等の身体症状が見られる
- 登校をしぶる
- 身体を見せたがらない
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にしている

## 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しよう

- 急に誰かを罵ったりする
- かばんの中に「死ね」「バカ」などの手紙や紙切れがある
- 身体（見えない部分）に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする
- 身体にマジックによるいたずら書きがある
- 急に友だち関係が変わる
- 友だちから頻繁に呼び出される
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいとか、やめたいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、親の金を持ち出したりするようになる
- 以前では考えられないような非行行動が見られる（万引き等）
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある
- 日記等に「死」をほのめかすような文言が見られる

## いじめ問題解決に向けた組織的な対応手順



# 重大事態対応フロー図

